

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：外務省

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.6%
全職員	86.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	101.6%
本省課室長相当職	98.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	104.0%
係長相当職	101.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.9%
31～35年	94.5%
26～30年	94.0%
21～25年	95.9%
16～20年	96.0%
11～15年	96.6%
6～10年	95.5%
1～5年	92.8%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員における給与差異の主な要因としては、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合が多いこと、育児休業取得者や育児に係る短時間勤務（育児短時間勤務及び育児時間）利用者について女性職員が多いこと等から生じているものと推測される。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員においては、非常勤職員における女性職員の勤務年数が相対的に長くなっていること、男性職員の勤務日数について所定勤務日数に占める割合が低いこと等から任期の定めのない常勤職員と比較すると差は小さくなっているものと推測される。

* 役職段階別の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般給与法の指定職俸給表（1号俸から8号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。